

大分大学工学部学生の教育的措置に関する規程

平成24年3月7日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学生懲戒規程（平成18年規程第76号。以下「懲戒規程」という。）第2条第2項に基づき、大分大学工学部（以下「本学部」という。）が行う処分及び本学部が特に定める教育的な措置（以下「教育的措置」という。）に関し必要な事項を定める。

(教育的措置の対象)

第2条 教育的措置は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 定期試験等において不正行為をした者
- (2) 懲戒規程第2条第1項に至らない反社会的行為をした者

2 前項各号の者の行為が度重なる場合又は悪質な場合は、懲戒規程に基づき処分を行う。

(教育的措置の種類)

第3条 教育的措置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部長による厳重注意
- (2) 顛末報告書の提出
- (3) 反省文の提出
- (4) 課題等レポートの提出
- (5) 謹慎
- (6) その他反省を促す活動等

2 前条第1項第1号の者については、前項の教育的措置に併せてその学期に登録した全科目（実験及び実習科目を除く。）及び再試験科目の単位を無効とする。

(調査)

第4条 教授会が必要と認めるときは、教員又は教育的措置を行う学生（以下「対象学生」という。）等から事実確認及び事情聴取することができる。

2 対象学生からの事実確認及び事情聴取に当たっては、十分な弁明の機会を与えなければならない。

(教育的措置の決定)

第5条 第3条に規定する教育的措置は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(教育的措置の通知)

第6条 学部長は、前条により教育的措置を決定したときには、速やかに対象学生に通知しなければならない。

(再発防止)

第7条 学部長は、教育的措置の対象となった事案の再発防止の観点から、当該教育的措置について掲示により学生へ周知するものとする。ただし、学部長が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(教育的措置の報告)

第8条 本規程による教育的措置を行ったときには、学部長は、当該内容を速やかに学長が指名する理事に報告する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育的措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 24 年工学部規程第 1 号）
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年工学部規程第 3 号）
この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。